

住宅用火災警報器の設置義務化について

しばさき 柴崎
しげお 重雄

○ 火災の早期発見と死傷者減少のための火災警報器の設置が消防法で義務化される。新築住宅では平成18年6月より、既存住宅では各市町村条例により義務化され、平成23年6月以降、完全義務化となる。深谷市の現在の状況と今後の普及活動、設置費用の補助等を聞きたい。

○ 深谷市では火災予防条例により平成20年6月から義務化となります。設置状況ですが新築住宅ではおおむね2千戸に設置され、既存住宅では自主設置のため把握できておりません。今後とも広報や各種団体への説明会で積極的に啓発を図ってまいります。高齢者日常生活用具給付費での補助以外は考えておりません。



上柴町西3-6-1の市有地

○ 昨年8月、米国での高速道路橋崩落以後、我が国でも全国で道路橋が調査された。深谷市での点検状況と今後の対応を聞きたい。

○ 深谷市は858橋の管理を行っており、国の通達を受け15m以上の86橋について調査・修繕計画を策定します。また15m未満の橋は、今回の計画終了後検討いたします。

○ 上柴町西3-6-1の市有地4181・43㎡は、以前より多目的広場としての地区要望があったが、今後の活用はどうなっているのか。

○ この市有地は資材置場として有償貸与しており、今後公共事業の推進を視野に入れた活用を図り、新たな利用がない場合、地元自治会と協議してまいります。

今だから農業に一層の理解と支援を

うたむら 春恵
字多村



市民文化会館駐車場

○ 農業用廃プラスチックを岡部地区は一括処理できないか。閉鎖された岡部環境センターは台費設備もあり、使用は可能と思うが。

○ 廃掃法の規定に従い、事業者の責任で処理されています。農業用廃プラ処理は県で実施している事業で、全農埼玉北部総合センターが集積所として指定されています。



全農埼玉北部総合センター

○ ナスの枯れ枝処理は、野焼き以外方法はないと思うが、野焼きは禁止されています。

地方税の電子申告について

おがわ 小川
しんいちろう 眞一郎

○ 地方税の電子申告の導入について聞きたい。

○ 平成20年度から23年度を調査検討段階として、24年度の構築を予定しております。明るい夜道で安心・安全のまちづくり(街灯設置について)

○ 街灯・防犯灯の新設・増設について聞きたい。

○ 設置基準は定めておりませんが、夜間の交通事故や犯罪防止を目的に、自治会からの申請を取りまとめ設置を進めてまいります。

○ 街灯・防犯灯の新設・増設について聞きたい。

○ 設置申請に可能な限り設置できるような事業を進めてまいります。今後も、「より安全に、より安心に」道路を利用していただけるよう事業を進めてまいります。

○ 街灯・防犯灯の新設・増設について聞きたい。

○ 街灯・防犯灯の新設・増設について聞きたい。

○ 街灯・防犯灯の新設・増設について聞きたい。

住宅用火災警報器の義務化を受けて

なかや ひさこ
中矢 寿子

○ 市内全世帯普及に向けた対策として、既存住宅への助成制度を導入する考えは？

○ 本来、自己責任で行うべきもので、罰則等一切ありません。よって既存住宅への助成制度導入は考えていません。

○ 高齢者や障害者に対応したエレベーターを設置する考えはないか。

○ 早急な設置は難しいですが、今後の大規模改修時に設置可能か検討してまいります。

○ 駐車場のバリアフリー化(マーク追加含む)を問う。

○ これまでも、段差解消等心がけてきました。今後とも快適に利用できるような改善してまいります。

○ 所有者や管理者が対応したエレベーターを設置する考えはないか。

○ 早急な設置は難しいですが、今後の大規模改修時に設置可能か検討してまいります。

○ 駐車場のバリアフリー化(マーク追加含む)を問う。

地球温暖化対策「スロー」な市の取り組み

かとう あつこ
加藤 温子



○ CO₂排出削減戦略は。国の地球温暖化対策推進法が2005年に改正。排出量の算定と報告義務に基づき市の地球温暖化防止実行計画(09年〜12年までの計画)を策定します。対象は指定管理者が管理する施設や道の駅を除く、小中学校、公民館等の公共施設。CO₂総排出量、削減目標、削減の方策は基準年を設け、電気使用量、公用車燃料使用量、紙の古紙配合率等も十分考慮していきます。市の地球温暖化対策条例の策定は実行計画の中で考えていきます。CO₂排出量取引制度や家庭で電気、ガス削減分を地域通貨で買い取る方式は今後の検討課題です。一般家庭でCO₂排出努力を知るにはエコライフデーのチェックシートをHPで打ち出し、実践をチェックすることで1日の排出削減が計算できます。環境家計簿や家庭でチェックできる削減項目カレンダー等計画過程での課題です。

○ CO₂吸収戦略について。オーナー制の活用で公園、道路、遊休農地に花、植樹の考えは。

○ 市内114の公園の中、その余地ある公園もあります。管理サポートも考えての上、相談を受けます。道路の植樹は、維持管理も含め、今後の事業の中でスペースが確保できる場合に検討していきます。遊休農地の活用は自給率低下による農地確保の観点から、解消策として景観作物を推進、花木を植えるには市民農園整備促進法で所有者と利用者の条件設定で可能であります。